

「子ども発達支援総合センターで使用する電力」の質問と回答

令和7年6月30日（月）公開分

No.	質問	回答
1	入札書提出前に、納入できることを証明する書類を提出しても良いですか。	入札説明書「6 その他」の「(3) 入札者に要求される事項」の「ア この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほか、下記の書類を入札書の受領期限までに提出しなければならない。なお、電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 ① 電力供給誓約書（別紙3） ② 接続供給契約に関する証明書（契約書の写しなど。）」としています。 上記の①及び②を、入札書提出前にご提出いただいても差し支えありません。
2	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	提出日で差し支えございません。入札書の日付も提出日をお願いします。
3	自家発補給電力の契約はありますか。	自家発補給電力契約はしていません。
4	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
5	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが、了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
6	送電開始日は計量日と同日でしょうか、相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	現在の計量日は1日であり、送電開始日と同日です。計量日を毎月1日にすることに問題ありません。
7	計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また、料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	NO.6の回答のとおり、計量日を毎月1日にすることに問題ありません。
8	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	需要場所に会計主体の異なるテナント等はございません。

「子ども発達支援総合センターで使用する電力」の質問と回答

令和7年6月30日（月）公開分

No.	質問	回答
9	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか） 複数からお支払いが発生する場合、事前にお支払い金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	1枚の請求書に対し、複数から支払われるということはありません。
10	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、（基本料金単価×契約電力）+力率割引・割増相当額 となりますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
11	自動検針装置はついてますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置が設置されています。なお、契約締結後において、供給開始日を変更することはできませんので、遅滞なく供給開始の準備を行ってください。
12	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。	公開している契約書案による契約が入札の条件となりますので、契約書案の内容について協議することはできません。ただし、契約書約款 第21条第2項にもありますとおり、契約書案に定めがない事項は協議のうえで定めることとなります。
13	入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますでしょうか。	指定はありません。入札書に同封してください。
14	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	契約書約款第11条第2項第2号により、燃料費調整額はみなし小売り電気事業者が用いる方法を準用しますので、独自の算定方法の燃料費調整額は算出できません。
15	弊社が契約に至った場合、入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	No.14の回答にもありますとおり、燃料費調整額はみなし小売り電気事業者が用いる方法を準用して対応いただくこととなります。 契約書約款 第12条により、需要場所の増減、契約電力の増減、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不相当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます。
16	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	契約書約款第11条第2項第2号により、燃料費調整額はみなし小売り電気事業者が用いる方法を準用しますので、燃料費調整を行わない料金制度による契約はできません。
17	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	予定価格内で入札した業者があった場合、落札業者は開札日に決定します。落札後10日以内に、入札を公示した札幌市のWebサイトで、入札等執行調書により落札者と入札に参加した全ての業者名と入札価格を公開する予定です。

「子ども発達支援総合センターで使用する電力」の質問と回答

令和7年6月30日（月）公開分

No.	質問	回答
18	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	契約書約款第11条第3項により、基本料金、電力量料金及び燃料費等調整額の合計の切り捨てと、再生可能エネルギー発電促進賦課金の切り捨てを合計して算出しますので、ご提示の計算方法で小数点第2位まで保持したものが、最終的に切り捨て処理されれば同じと考えます。契約単価は税込みです。
19	契約保証金の免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	契約保証金は札幌市契約規則第25条が定める免除理由に該当することを挙証する書類となるため、一般的に保険証書、他の契約の履行実績、担保等になります。提出は落札後になります。
20	契約書案第9条（計量及び検査）について、弊社では検査を受けるための通知は行っておりません。検査は省略とし、ご利用の内訳が記載されております電気請求書及び請求確定後にマイページにより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。	問題ありません。
21	単価一覧について、契約書に添付されるという認識でよろしいでしょうか。また、弊社ではまったく電気を使用しない場合、基本料金を半額とするため、別途単価を設定しておりません。	単価一覧について、契約書に添付されます。 単価一覧の「基本料金（円）注2」の「全く電気を使用しない場合」欄がありますので、該当の料金がある場合は、そちらに記載をいただきます。
22	契約書案第11条第2項(2)【当該地域における一般送配電事業者が定める託送条件等による】とありますが、仕様書の記載のとおり、【北海道管内のみなし小売事業者が定める供給条件（適用期間を含む）による】という認識でよろしいでしょうか。	仕様書の「2 調達仕様」の「(8) その他」の「イ」にある「「一般送配電事業者」が定める供給条件による」は『その他の供給条件』の例示となります。ご質問のあった点についての扱いは以下のようになります。 ・「力率の変動」は、別紙単価一覧注2で用いる算式を示しています。 ・「燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整」は、別紙単価一覧の注3で示すとおり、のみなし小売電気事業者が用いる方法を準用します。 ・契約書案第11条第2項第2号の「その他の要因」は「一般送配電事業者が定める託送条件等」を想定しています。
23	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	市場連動とは電気料金の単価を市場に連動させて変更するプランと思われれます。本件調達では、電気料金の単価は契約に定めるもので、契約の変更が可能となる条件を限定しているので、市場連動による単価での応札はできません。